

入札説明書

令和6年度鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務

沖縄県環境部自然保護課

1 契約担当課

沖縄県環境部自然保護課

2 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和6年度鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務

(2) 業務実施場所

別添の調査委託業務仕様書による

(3) 業務内容

別添の調査委託業務仕様書による

(4) 納入場所

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県環境部自然保護課

(5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とし、以下の内容で積算すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、分析費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

ウ 一般管理費（（直接人件費 + 直接経費 - 再委託費）× 10/100 以内とする。）

エ 消費税

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納入すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模が同程度か又は同程度以上の契約を二以上締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

3 競争入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし共同企業体（もしくはコンソーシアム。以下、共同企業体等とする）による入札参加の場合は、(1)～(6)についてはすべての共同企業体等構成員が、(7)、(8)については共同企業体等構成員のいずれかが満たし、(9)、(10)に示すとおり設立協定書（もしくは契約書）を締結していれば、共同企業体等による入札も可能とする。

(1) 業務の仕様書等に示した全ての内容を円滑に履行することができる者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(3) 沖縄県から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(5) 労働関係法令を遵守しており、加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

- (6) 納付義務のある県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (8) 過去3年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が発注した、鳥獣類の生息状況調査に関する一以上の調査業務を誠実に履行したと。
- (9) 共同企業体の場合、共同企業体の設立協定書が締結されていること。
- (10) コンソーシアムの場合、全ての構成員間で契約書が締結されていること。

4 競争入札参加資格の有無の確認

(1) 確認資料

この競争入札に参加を希望する者は、下記（ア～サ）に示す書類一式及び入札保証金に関する書類を事前に提出し、入札参加資格の確認を受けること。なお、不備等がある場合、提出期限期間内に限り補正することができる。

期限内に書類を提出しない者ならびに入札参加者資格がないと認められた者の入札参加は認めない。

ア 提出書類等確認票

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

ウ 労働保険に加入していることが確認できる書類

エ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

オ 納付義務のある県税に未納がないことを証明する書類

カ 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有することがわかる書類

キ 過去3年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が発注した、沖縄県内の鳥獣類の生息状況調査に関する一以上の調査業務を誠実に履行した実績証明

ク 共同企業体等としての入札参加の場合、共同企業体等の設立協定書（契約書）が締結されていることがわかる書類

ケ 申請者の所在地及び商号又は名称を記載した返信用封筒
（84円切手を添付の長形3号封筒）

コ 入札保証金の納付確認（第3号様式）

※書類の作成等に要する経費については、全て入札参加者の負担とする

(2) 確認資料の提出期限

令和6年8月13日（火）午後5時まで

（郵送もしくは持参すること。）

※郵送の場合は、令和6年8月13日必着とする。

※提出された書類に不備がある場合は、提出期限内に限り補正できる。

(3) 確認資料の提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（4階）

沖縄県環境部自然保護課 自然保護班

担当：小橋川 電話：098-866-2243

(4) 提出された資格審査資料は、返却しない。

(5) 競争入札参加資格の審査結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により申請者あて通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

沖縄県ホームページ（公募・入札発注情報 > その他・事務の代行 > 令和6年度実施業務（その他・事務の代行））から本件の資料をダウンロードすること。

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び仕様書の交付期間
令和6年7月30日（火）から令和6年8月13日（火）午後5時まで
- (3) 入札説明会の日時及び場所
開催しない。

6 仕様書等に関する質問等

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、書面（第2号様式）により、メールもしくはFAXにて提出すること。

※メールによる問合せの際には、件名の頭に【令和6年度 鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務】とつけること。

- (1) 質問等の提出期限
令和6年8月13日（火）午後5時まで
- (2) 質問等の提出場所
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県環境部自然保護課 自然保護班 担当：小橋川
FAX：098-866-2855
e-mail：aa039004@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 回答方法
質問等の提出者に対し、メールもしくはFAXにより回答するとともに、沖縄県ホームページ（公募・入札発注情報）に掲載する。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時
令和6年8月20日（火）午前10時00分
- (2) 入札執行の場所
沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁舎 12階第2会議室

8 入札書の提出方法

- (1) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は、封筒に入れ、その封皮に「宛名（沖縄県知事）」、「会社又は法人名」及び「業務名（令和6年度 鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務）」を記載して提出すること。
 - イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - ウ 電話、FAX、郵便等による提出は認めない。
 - エ 入札書の日付は、入札日を記入すること。
- (2) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。
 - イ 入札者又はその代理人等は、本入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (3) 入札の無効
次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。
 - ア 本入札説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - イ 金額を訂正した入札
 - ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - エ 明らかに連合によると認められる入札

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

ア 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。

イ 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

ウ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

9 落札者の決定方法等

(1) 沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）第 123 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 3 回の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書の提出

ア 落札者は、契約担当者等が作成した契約書に記名押印し、契約書を受理した日から 10 日以内（期間終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当者等に提出しなければならない。ただし、契約担当者等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

イ 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(3) 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。